

大林ファシリティーズ株式会社 女性活躍推進法に基づく行動計画(第3回)

女性の活躍をさらに推進することにより、男女を問わず社員一人ひとりが個々の能力を最大限に発揮し、活躍できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 2026年4月1日から2031年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1 新卒採用者に占める女性社員の割合を25%程度に引き上げる。

<対策>

- ・2026年4月～ 女性応募者拡大に繋がるよう、採用ホームページや説明会等で当社の女性社員の活躍状況を継続して積極的に広報する。
- ・2026年4月～ 離職防止、長期の継続就業に繋がるよう、働きやすい職場環境づくりを継続して進める。

目標2 働きやすい職場環境づくりに向けた取り組みを実施する。

<対策>

- ・2026年4月～ 柔軟な働き方や育児・介護関連制度の周知を図り、利用を推進する。
- ・2026年4月～ 年次有給休暇等の休暇取得推進を継続して実施する。

目標3 フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を概ね17時間台以内を目標水準とし、引き続き長時間労働の抑制に取り組む。

<対策>

- ・2026年4月～ 個人別所定外労働時間のモニタリングを継続するなど、所定外労働削減のための施策を継続して実施する。
- ・2026年4月～ 毎月第1、第3水曜日に実施中のノー残業デーを毎週水曜日に拡充する。